



道の駅「朝霧高原」での活用状況

Q. ほこみち指定されている道路ってどのくらいあるの？



A. 静岡県内では、4市12ヶ所が指定されておるんじや。その中には、静岡国道事務所が管理する**富士宮市の国道139号道の駅「朝霧高原」駐車場の歩道空間を活用した事例**もあるんじやよ。

Q. ほこみち制度を活用するためにはどのような手続きをすればいいの？



A. まずは、**活用したい道路を管理している自治体・地方整備局に問い合わせ**れば良いんじやよ。そして地域住民、道路管理者、公安委員会で協議してほこみちの指定が行われ、**歩道上に設置したい物の道路占用許可、道路使用許可を取る**ことでほこみちの活用が始められるんじや。

歩行者にとって
便利で楽しい道路が
もっと増えるといいな！



職員からみなさんへのメッセージ



呉服町通り紺屋町地区 歩行者天国マップ

静岡国道事務所管理第一課の佐藤です。
現在、JR静岡駅前の呉服町通りでは、静岡市が令和5年6月30日から毎日歩行者天国を実施し、様々なイベントが催されにぎわいを見せています。静岡国道事務所では、静岡市や地元商店街等と連携し、**国道1号しずまチ(広場)を呉服町通りと一体的に利用して**、さらににぎわいのある空間が生まれるよう、**令和6年度にはほこみち指定の前段階としての社会実験を予定しております**。その際には、足を運んでいただければ嬉しいです。ぜひ楽しみにしてください。
また、静岡国道事務所が管理する国道1号、52号、139号の活用に関心をお持ちの方は、静岡国道事務所管理第一課(054-250-8906)までお問合せください。



国道1号しずまチ(広場) ※青色着色箇所社会実験を予定



フォロワー
2万6千人突破!!

問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所
〒420-0054 静岡県静岡市葵区南安倍2丁目8-1
TEL.054-250-8900 <https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukoku/>

静岡県中・東部の国道1号、52号、139号の
防災情報・道路情報を公式Xで発信中!



教えて!道路のこと!

『ほこみち』の巻

コロナ禍をきっかけにして、道路に設置されたベンチで飲食を楽しんでいる人の姿をよく見かけるけど、どうやらこの道路の使い方は『ほこみち』という制度を利用しているみたい。どういう制度なのか『国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所』に聞いてみました。



コッコー博士に
聞いてきました!

キコリアス
すーちゃん

Q. 『ほこみち』ってどんな制度なの？

A. 『ほこみち』とは、歩行者利便増進道路の愛称で、**道路を『通行』以外の目的で柔軟に利用できるようにする制度**じゃよ。近年、「**道路空間を街の活性化に活用したい**」「**歩道をゆっくり滞在できる空間にしたい**」など、**道路への新しいニーズが高まってきた**ことから、令和2年度につくられたんじや。



ほこみち空間利用のイメージ



ほこみちの活用事例(国道8号 福井県敦賀市)

なるほど。
道路の使い方の幅が
広がったんだね!



Q. ほこみち制度を活用するとどうなるの？



A. **道路空間に物を置く時に必要となる行政への道路占用許可が取りやすくなる**んじや。ほこみち制度を活用してイスやテーブルなどを設置することで、**今までの『通行』を中心とした道路から、人が滞在しやすい道路空間になる**んじやよ。